

令和6年9月10日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和6年9月10日（火曜日）午前10時35分～午前11時27分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

- (1) 令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について
- (2) 八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について
- (3) 青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
- (4) 青森市障がい者総合プラン（素案）について
- (5) 青森市こども計画（素案）について
- (6) 「青森市健康寿命延伸計画（第2次）（素案）」について
- (7) 「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）」について

○出席委員

委員長	赤平勇人	委員	関貴光
副委員長	工藤夕介	委員	竹山美虎
委員	山田千里	委員	木戸喜美男
委員	中村美津緒	委員	小豆畑緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	佐々木浩文	市民病院事務局次長	今国弘
福祉部長	岸田耕司	市民病院事務局次長	遠嶋祥剛
保健部長	千葉康伸	環境政策課長	菊池朋康
市民病院事務局長	奈良英文	福祉政策課長	松島豊
環境部次長	柴田一史	保健予防課長	福士秀徳
福祉部次長	白戸高史	関係課長等	
保健部次長	加福拓志		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	北山賢臣	議事調査課主査	笹田貴子
---------	------	---------	------

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めます。まず、環境部長。

○佐々木浩文環境部長 令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

東青5市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うため取りまとめております青森圏域重点事業に関する要望書について、今般、その項目・内容等についてまとめましたので御報告いたします。

資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次が重点要望項目一覧となっており、青森圏域全体で40項目あり、このうち、本市の重点要望項目はNo.1からNo.26までとなっております。新規要望につきましては、No.15「がん治療に係るアピアランス支援について」、No.17「地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について」、No.26「地方創生に取り組むための財源措置について」の3項目となっております。

次に、資料「令和7年度青森圏域重点事業要望項目一覧【民生環境常任委員協議会】」を御覧ください。

民生環境常任委員協議会に係る項目といたしましては、環境部所管の1項目、福祉部所管の2項目、保健部所管の1項目、市民病院事務局所管の1項目の計5項目となっております。

それでは、それぞれの項目につきまして、環境部、福祉部、保健部、市民病院事務局の順に御説明いたします。

まず、環境部所管の1項目を御説明いたします。資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」の9ページを御覧ください。

環境部が所管する重点要望項目であります「広域連携の推進について」は、企画部も担当部署となっており、その中で環境部が所管する内容について御説明いたします。

要望事項の内容の3段落目を御覧ください。

陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を平成30年12月21日に設立し、陸奥湾の環境保全活動等に連携して取り組んできており、具体的には、むつ湾フォーラムや「Save the むつ湾」の共通のキャッチフレーズを掲げた清掃活動等を行っているところであります。青森県におきましても、青森県ブルーカーボン協議会を立ち上げ、ブルーカーボン創生事業に着手するなど陸奥湾の環境保全の重要性を認識していると理解しており、陸奥湾の保全、活用のためには、沿岸市町村のみならず県との連携、協力が必要と考えております。

今後も、引き続き、沿岸市町村と連携・協力しながら圏域全体としてさらなる発

展につなげていく取組を進める必要があると考えておりますことから、要望項目の2つ目であります「むつ湾広域連携協議会の活動に対する支援」について要望するものであります。

環境部所管の要望事項は以上でございます。

○赤平勇人委員長 次に、福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 次に、福祉部所管の2項目を御説明します。

お手元の資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」の10ページを御覧ください。

「子育て支援について」のうち、幼児教育・保育無償化に係る要望についてです。

要望事項項目の内容の最初に記載していますが、国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のためのこども未来戦略を取りまとめ、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。

本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金も活用しながら様々な子育て支援策に取り組み、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることとしており、3段落目になりますが、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担を無償化する中で、本市では、独自の軽減策を実施してきたことに加え、令和6年10月からは、2歳児クラスの保育料の無償化を実施することとしたところであります。

5段落目になりますが、しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また、各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。

これら少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。

以上のことを踏まえ、下のほうにゴシック体で記載していますが、「2. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた全県的な取組としての県の財政支援」について要望するものであります。

続きまして、17ページを御覧ください。

「地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について」です。なお、本項目は今年度新たに要望するものです。

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法第77条及び第78条に規定され、事業

の実施主体である市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業であり、本市では、障害者に対する理解を深めるための啓発事業や日常生活用具給付事業、手話通訳者派遣事業などを実施しております。

要望事項の内容の最初に記載していますが、国においては、市町村が実施する地域生活支援事業については、予算の範囲内において、100分の50以内を補助することができるかとされておりますが、実際の補助率は、下段にある表に記載しておりますとおり、令和5年度の国庫補助率は26.4%と50%を大きく下回っており、市の超過負担が続いている状況にあります。

また、要望事項の内容の2段落目になりますが、都道府県においても、予算の範囲内において、100分の25以内を補助することができるかとされておりますが、実際の補助率は、下段にある表に記載しておりますとおり、令和5年度の県補助率は13.2%と25%を大きく下回っている状況にあります。

このことから、ゴシック体で記載していますが、1つに、「地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の2分の1に近づけるよう国への働きかけ」、2つに、「青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の4分の1の財政支援」について要望するものです。

福祉部所管の要望事項は以上でございます。

○赤平勇人委員長 次に、保健部長。

○千葉康伸保健部長 続きまして、保健部所管の重点要望項目であります「がん治療に係るアピアランス支援について」御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

現在、がん医療の進歩により、がんを治療しながら仕事や社会生活を送る人が増えています。

一方で、がん治療の副作用による脱毛や乳房の切除といった外見——アピアランスの変化は、精神的な苦痛や社会参加を妨げる要因となっており、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減し、その人らしく社会生活を送れるように支援するアピアランスケアは、がん治療に欠かせないものとなっています。

医療用ウィッグや乳房補整具といった医療用補整具は、現在、がん治療中の患者が、就労や通院を含めた日常生活において必要なアイテムであるにもかかわらず、購入に当たっては、医療費控除や健康保険の対象外となるため、全額自己負担で購入しなければならない、がんの治療費と合わせて患者には大きな経済的負担となっております。

このような状況の下で、がん患者の社会参加を促進し、不安なく治療できる環境づくりの一環として、医療用補整具の購入費に対する助成制度を設ける自治体が全国的に増えております。東北では福島県が県民に対して購入費用の一部を助成しており、秋田県、岩手県、宮城県、山形県においては市町村が実施する助成制度へ間接補助制度を実施しております。

青森県がアピアランス支援として助成制度を実施することは、県民が市町村間の格差を感じることなく、安心してがん治療と社会生活を送ることができ、県全体の健康寿命延伸も期待できます。

そこで、市といたしましては、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための支援として、がん治療に伴う医療用補整具購入費の助成制度の創設を要望するものであります。

保健部からは以上でございます。

○赤平勇人委員長 次に、市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 続きまして、市民病院事務局所管の1項目について御説明いたします。

要望書の16ページを御覧ください。

No.16、要望項目「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

青森県立中央病院と青森市民病院の在り方につきましては、「青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」との基本方針に基づき、現在、共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に向けて検討を進めております。

両病院の統合を着実に推進していくことで、青森市民をはじめ青森地域保健医療圏に住む方々に対し、将来にわたって安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えております。また、新病院の整備に当たりましては、多額の事業費が見込まれますことから、これらのことを踏まえ、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築、本市の財政負担軽減、新病院の経営安定化の観点から、1つに、「青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備」、2つに、「県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」について要望するものであります。

市民病院からは以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応につきまして御報告いたします。

本事案に係る対策につきましては、本常任委員協議会におきまして既に御報告しているところですが、改めて対策及びその後の経過について御説明させていただきます。

まず、令和6年6月25日に発生いたしました死亡事故を受けまして、6月27日・28日の2日間にわたり、八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者

会議を開催し、緊急対策として、1つに、箱わなによる捕獲の早期実施、2つに、入山規制を実施する方針を決定したところであります。

当該会議で決定されました方針に基づき、死亡事故等が発生しました場所のおおむね半径3キロメートルの国立公園を含む森林エリアと八甲田ロープウエー山頂駅周辺にあります八甲田ゴードラインを除く登山道について、6月28日から入山規制を実施し、箱わなを設置するなど、被害の拡大防止に努めてきたところであります。

これらの緊急対策以降につきましては、熊による被害が発生しておらず、また、8月2日に熊1頭が捕獲されたことを踏まえまして、8月21日に第3回の関係者会議を開催し、入山規制等緊急対策の今後の方向性について協議したところであります。

協議の結果、登山道については、一定の対策をした上で、段階的に解除していくことを申し合わせたところであります。

具体的には、資料1右上の囲み部分の「【規制解除の優先順位ルート】」にありますとおり、規制しております登山ルートを3つのルートに分けまして、順次、規制を解除していくこと、また、解除までの手順といたしまして、「【規制解除までのスケジュール】」にありますとおり、8月22日より各ルートごとに関係者による整備・安全確認を行った上で、ガイドと山岳団体を対象とした試験的開放を経て、一般開放することとしたところであります。

なお、9月6日の知事の記者会見におきまして、資料1で示しておりますとおり、3つのルートのうち、①・②の2つのルートにつきましては9月14日から一般開放、③のルートにつきましては9月21日から一般開放する予定であることが公表されたところであります。

次に、登山道を除く国有林等の森林エリアの入山規制につきましては、資料2及び資料3に示しておりますとおり、森林法、自然公園法等により、国有林につきましては、原則的に立入りが規制されていること、また、国有林及び国立公園特別保護地区内ではタケノコやキノコ等の植物の採取が禁止されていることを再確認し、会議に出席した関係機関で県民・市民・観光客等に周知していくことを申し合わせたところであります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

素案の概要についてですが、本素案は、健康福祉審議会地域福祉専門分科会の審議を経て、取りまとめたもので、「第1章 計画の基本的事項」、「第2章 地域福祉を取り巻く状況」、「第3章 計画の基本方向」で構成し、第3章の中で、基本方向を掲げ、基本方向に沿った施策の柱ごとに主な取組を掲載しています。

「第1章 計画の基本的事項」では、1として「計画策定の趣旨」を、2として「計画の位置付け」を記載していますが、この中で、これまでの計画に加え、1つに、本市と共に地域の福祉増進に取り組んでいる青森市社会福祉協議会と相互に連携を図るため、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定することとしたこと、2つに、社会福祉法の規定に基づき、地域住民の複雑化・複合化した複数の分野を横断する支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業実施計画を位置づけたこと、3つに、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした者等の社会復帰を支援し、再犯防止の推進を図る地方再犯防止推進計画を取り込んでいます。

計画の期間は、現在、本市が策定を進めている青森市総合計画前期基本計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間としています。

第2章では、地域福祉を取り巻く状況として、国の動向や本市の状況、アンケート調査の結果等を記載しています。

第3章では、基本理念を「いつまでもその人らしく安心して暮らせるまち～つながり・支え合い・みんなで築く地域共生社会」とし、4つの基本方向を掲げ、それに沿った14の施策の柱ごとに主な取組を記載しています。

主なものについて、御説明いたします。資料2の素案の34ページも御覧ください。

基本方向1「地域福祉を支える人づくり」では、施策の柱を「地域福祉を支える担い手の確保」、「福祉教育の充実」とし、それぞれの柱の下に主な取組を記載しています。

素案の36ページの基本方向2「地域で支え合う環境づくり」では、施策の柱として、「青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携」、「地域での支え合い活動支援のためのネットワークづくり」、「ボランティア活動の支援」、「交流の促進」とし、それぞれの柱の下に主な取組を記載しています。

素案の39ページの基本方向3「支援が必要な人を支える体制づくり」では、施策の柱として、「相談体制の充実」、「権利擁護の推進」、「防災対策と雪処理支援」等を掲げ、主な取組を記載しています。

この中で、青森市重層的支援体制整備事業実施計画及び青森市再犯防止推進計画があります。

青森市重層的支援体制整備事業実施計画は、素案の42ページになります。その2段落目に、重層的支援体制整備事業について記載していますが、既存の相談体制

の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための体制を整備しようとするもので、表の中に、実施必須事業として、国から示された地域包括支援センターの運営、次ページの障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業といった既存の相談体制の取組を生かしつつ、支援機関単独では対応が難しいケースについて、社会福祉協議会の地域支え合い推進員と共に、チームとして支援していこうとするものです。

また、この体制を整備することにより、従来、各分野ごとに行われていた相談・地域づくりに関連する事業に係る補助金を一体化するとともに、45 ページの「③参加支援事業」、46 ページの「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「⑤多機関協働事業」といった重層的支援体制強化に資する機能も一括して交付金として交付されることになるものです。

素案の 48 ページの青森市再犯防止推進計画では、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て社会復帰し、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、国及び県の再犯防止推進計画を勘案し、「国・県・民間団体等との連携による支援体制の整備」や「就労・住居の確保」などを柱とした主な取組を記載しています。

基本方向 4 「地域福祉を推進する基盤強化」では、地域福祉活動の拠点となる福祉増進センター等を適正に維持管理するほか、福祉館の老朽化対策など、地域福祉の基盤を強化するため、主な取組として、「地域福祉の活動拠点の整備」、「福祉サービスの推進」を柱とし、主な取組を記載しています。

以上が概要になりますが、詳しい内容については、資料 2 の素案本文を後ほど御覧ください。

最後に、資料 3 を御覧ください。

本計画に係るわたしの意見提案制度の実施については、意見の募集期間を 10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 か月間とし、市役所各庁舎や支所、市民センター、青森市社会福祉協議会などに計画素案を備え付けるほか、市ホームページにも掲載することとしています。また、お寄せいただいた御意見など、結果の公表につきましては 12 月を予定しているところです。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市障がい者総合プラン（素案）について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森市障がい者総合プランの素案の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御報告します。

資料 1 を御覧ください。

素案の概要についてですが、本素案は、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会の審議を経て、取りまとめたもので、全体を2部で構成しています。

「第1部 総論」の「第1章 プランの基本的事項」にある「1 プラン策定の趣旨」ですが、平成28年3月に策定した青森市障がい者総合プランの計画期間が昨年度末で終了したことから、国や県の計画を踏まえ、新たなプランを策定するものです。

「2 プランの位置付け」ですが、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定するほか、青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例、青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例に基づく取組を包含し、本市が取り組むべき障害者施策を総合的に推進するものです。

「3 プランの期間」は、青森市総合計画前期基本計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間としています。

「4 プランの推進」ですが、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、プランの進捗状況の評価及び検証を実施するほか、青森市障がい者自立支援協議会において、ニーズの把握に努めていきます。

「第2章 障がい者福祉の現状」については、国の制度改革等や本市における障害者数の推移、アンケート調査結果を記載しています。

第3章で、本プランの基本理念を「障がいのある人もない人も、誰もが互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち～共生社会の実現～」とし、5つの基本方向を定めております。この基本方向は、第2部各論の第1章から第5章の柱となっています。

「第2部 各論」については、基本方向に沿って、施策の方向性を柱立て、その下に主な取組を記載しております。

「第1章 障がい・障がい者への理解促進及び権利擁護の推進」では、施策の柱を「障がいに対する理解の促進」、「権利擁護の推進」としています。計画の構成のイメージも含め、主な取組の一例を御紹介いたしますと、素案の41ページを御覧ください。「(2) 障がいを理由とする差別の解消」の中では、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、民間事業者からの要望による合理的配慮の提供を支援するための出前講座を実施することを記載しています。

資料1に戻っていただいて、「第2章 地域生活支援の充実」では、施策の柱を「生活支援の充実」、「人材の育成と確保」、「地域生活支援サービスの充実」、「保健・医療の充実」としています。素案の47ページの「(1) 相談支援体制の充実」の中では、基幹相談支援センターの設置により、地域の相談支援体制の強化に取り組むことを記載しています。

資料1に戻っていただいて、「第3章 教育の充実及び自立した生活の支援」では、施策の柱を「教育・保育におけるインクルーシブの推進」、「障がいのある子どもや家族への支援の充実」、「雇用・就業の促進」、「スポーツ・文化芸術活動への参

加促進」としています。素案の70ページの「(1) スポーツ活動への参加促進」及び素案71のページの「(2) 文化芸術活動への参加促進」の中では、障害者手帳アプリの導入や公共施設等のバリアフリー情報の充実について記載しています。

資料1に戻っていただいて、「第4章 安全・安心な生活環境の整備」では、施策の柱を「生活・住環境の整備」、「安全・安心なまちづくりの推進」としています。素案の77ページの「(1) 防災・防犯対策の推進」の中では、医療的ケア児の災害時の対策の推進として、マニュアルの作成・周知について記載しています。

資料1に戻っていただいて、「第5章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」では、施策の柱を「情報アクセシビリティの向上」、「意思疎通支援の充実」、「読書バリアフリーの推進」としています。素案の81ページの「障がいの特性に配慮した情報の提供」について、市が作成するリーフレット等の印刷物への音声コードの付記に努めることを記載しています。

以上が主な概要ですが、その他の詳しい内容については、資料2の素案本文を後ほどでも御覧いただきたいと思えます。

最後に、資料3を御覧ください。

本プランに係るわたしの意見提案制度の実施について、先ほど説明いたしました地域福祉計画と同様に行うこととしています。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市こども計画（素案）について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 青森市こども計画の素案の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

素案の概要についてですが、本素案は、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の審議を経て、取りまとめたもので、全体を「第1部 総論」、「第2部 各論」の2部で構成しています。

「第1部 総論」では、「I 計画の基本的事項」として、I-1で計画策定の趣旨を、I-2で計画の位置づけを記載しています。

「I-1 計画策定の趣旨」の3つ目の後段に、「『こども大綱』を勘案した『青森市こども計画』を策定します」とあります。また、「I-2 計画の位置付け」の中の1つ目に、「市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）」という記載があります。

本計画は、青森市総合計画前期基本計画の子ども・子育て施策分野の個別計画としての位置づけとともに、こども基本法の法定計画として策定するものです。そのため、国のこども大綱を勘案した施策体系として整理しています。また、本市の子

ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、また、子ども施策を一体のものとして策定することにより、市民にとって一層、分かりやすいものとなること、計画策定の事務負担等の軽減などの観点から、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく市町村行動計画等の既存の各法令に基づく法定計画を包含した計画として策定しています。

「Ⅰ－３ 計画の期間」では、青森市総合計画前期基本計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5か年間になっております。

「Ⅰ－４ 計画の対象」は、国のこども大綱は子ども・若者育成支援対策推進法に基づく大綱等を一つに束ねたものであることから、この大綱を勘案して策定する本市のこども計画においても、若者を対象とした市の施策に取り込んでいます。

「Ⅰ－５ 計画の推進」に当たっては、1つ目ですが、施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、横連携の一層の強化を図るため、副市長をトップとした推進体制を構築することとしています。

「Ⅱ こどもと家庭を取り巻く状況」では、人口の変化と少子化の状況、子育て世帯の状況、子どもをめぐる問題、アンケート調査について記載しています。

「第2部 各論」のⅢ－3では、本計画の基本理念を「こどもの権利を保障し、未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち～子育て先進都市 青森市の実現～」とし、青森市総合計画前期基本計画に掲げた4つの基本視点を持って、国のこども大綱を勘案し、ライフステージごとに施策の方向性――柱を設定し、主な取組等を記載しています。

計画の構成等について、素案の中身にも少し触れながら御説明します。

「Ⅰ ライフステージを通した支援」では、施策の柱として、Ⅰ－1からⅠ－7までの7つを掲げています。

素案の47ページを御覧ください。47ページは、「Ⅰ ライフステージを通した支援」です。52ページの「(2) こども・若者の意見表明・参加の機会の充実」の中で、53ページで、「市ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集」、「施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討」などに取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅰ－2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」では、素案の58ページで、放課後児童会におけるICTの活用や外部化検討を盛り込んでいます。60ページの最後になりますけれども、「交流・体験型遊び場の創出の検討」などに取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅰ－5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援」では、素案の85ページの上から7つ目で「医療的ケア児コーディネーターの確保」に、素案の86ページで「保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入体制整備への支援」、「学校における医療的ケア児支援のための体制整備」などに取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅰ－6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」では、ヤングケアラーへの支援を位置づけ、素案の91ページで「ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化」などに取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅰ－7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」では、素案の92ページで「自殺予防の普及啓発・相談体制の充実」などに取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅱ ライフステージ別の支援」では、ライフステージごとに3つの柱を掲げており、素案の110ページでは「こども誰でも通園制度の試行的実施」などに、素案の129ページの「Ⅱ－3 青年期」では、「1 高等教育の修学支援」で、「奨学資金の貸付」、「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」の取組に、素案の130ページの「2 ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」では、「子ども・若者支援地域協議会の設置」、「こころの相談窓口の設置」による相談体制の充実に取り組んでいくこととしています。

資料1に戻っていただいて、「Ⅲ 子育て当事者への支援」では、Ⅲ－1からⅢ－4までの4つの柱を掲げており、そのうち、「Ⅲ－1 子育て世帯への経済的支援」では、素案の132ページ・133ページに、「保育料の公費負担」、「障害児通所支援の公費負担」の取組の中で令和6年度における取組も記載しています。

以上が主な概要になりますが、その他の詳しい内容については、資料2の素案本文を後ほど御覧ください。

最後に、資料3を御覧ください。

本計画に係るわたしの意見提案制度の実施については、先ほど説明しました地域福祉計画、障がい者総合プランと同様に行うこととしております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「『青森市健康寿命延伸計画（第2次）（素案）』について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 青森市健康寿命延伸計画（第2次）の計画であります。素案の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

まず、青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会の審議を経て、取りまとめた計画素案の概要について御説明いたします。

資料1の計画（素案）の概要版を御覧ください。

初めに、「1 策定の趣旨」であります。平成26年10月に策定した青森市健康寿命延伸計画が令和5年度で計画期間の終期を迎えたことから、新たに第2次計

画を策定するものであります。

次に、「2 計画の位置付け」につきましては、青森市総合計画の個別計画であり、健康増進法に基づく市町村健康増進計画となっております。

「3 計画期間」につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

「4 現状と課題」についてであります。本市の平均寿命は男女ともに延伸してきておりますが、全国に比べるとまだ短命であります。がんや糖尿病による死亡比は全国を上回り、健康づくりに取り組む市民をさらに増やしていくことが課題となっております。

次に、「5 国の方針、県の計画」についてであります。国では、令和6年度から第三次となる健康日本21が定められ、基本方向といたしまして、新たに「③社会環境の質の向上」や「④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」など、ビジョンを推進するための新たな視点が取り入れられたところです。

「6 基本方向」に全体の体系図をお示ししております。基本的に第2次の計画となりますので、前計画の基本的な方向性や取組は継続しつつ、国・県の計画における基本方向や新たな視点などを取り入れ、次期計画の方向性や取組を定めたところです。

変更点を中心に新規・拡充部分を御説明しますと、網かけをしているところですね、「1 市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上」では、職域健康づくりリーダーの育成など、取組を拡充しております。

「2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」では、生活習慣病の中でも本市の死亡原因の大半を占めるがん・循環器疾患・糖尿病について、重点的に取組を推進し、中でも糖尿病の重症化予防に向けた取組を拡充することとしております。

「4 健康を支える社会環境の質の向上」につきましては、社会活動への参加を取組として拡充したほか、健康づくりに関心の薄い方も無理なく自然に健康になれるような環境づくりを推進いたします。

「5 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」につきましては、新たに国や県で加えられた概念を取り入れまして、胎児期から高齢期に至るまでの人の一生を通して継続した健康づくりの対策を講じることとしており、国の視点を反映し、女性の健康づくりについても明記することといたしました。

以上が概要であります。詳細につきましては、後ほど資料2の計画の素案を御覧いただければと思います。

次に、資料3を御覧ください。本素案に係るわたしの意見提案制度の実施内容についてであります。

意見の募集期間は10月1日火曜日から10月31日木曜日までの1か月間とし、市役所各庁舎や支所、市民センターなどに計画素案を備え付けるほか、市ホームページにも掲載することとしております。お寄せいただいた御意見など、結果の公

表につきましては12月を予定しております。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「『青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）』について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）の概要及びわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

資料1の計画素案の概要版を御覧いただきたいと思います。

「1 趣旨」につきまして、令和元年12月に策定した青森市自殺対策行動計画が令和5年度に終期を迎えたことに加え、令和4年10月に国の自殺総合対策大綱が改定されておりました、このことを踏まえ、このたび、青森市自殺対策行動計画（第2期計画）を策定するものであります。

「2 計画の位置付け」につきましては、青森市総合計画前期基本計画及び先ほど御説明しました青森市健康寿命延伸計画の事業計画として、また、自殺対策基本法の規定に基づく市町村自殺対策計画として策定するものであります。

「3 計画期間」は、令和6年度から令和10年度までの5年間となっております。

「4 これまでの自殺対策の取組と課題」につきましては、これまで、市民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談体制の充実・強化を進めるとともに、ハイリスク層ごとの課題に着目し、全庁的な体制の下、取組を進めてきたところであります。しかしながら、本市の自殺死亡率は増加傾向にありまして、全国平均を上回っている状況にあります。年代別の自殺者数におきましては、男性は30歳から59歳、女性は60歳以上が5割以上を占めております。

そのため、働き盛り世代をはじめとした男性と高齢者への対策、また、19歳以下の自殺死亡率が国において上昇傾向にあることを踏まえ、本市においても、子ども・若者対策について、一層の推進を図ることが必要とされております。

「5 国の大綱、県の計画」及び「6 市の計画における自殺対策の基本方針」につきましては、記載のとおりとなっております。国の大綱につきましては、網かけしている部分の「②女性に対する支援の強化」が新規の項目となっております。

「7 自殺対策の取組」につきましては、6つの基本施策と4つの重点施策により構成しており、本計画の取組により、自殺の予防を含めた、こころの健康づくりを進めるため、自殺対策を総合的に推進することを目的に策定するものであります。

今回の第2期計画におきましては、国等の大綱を踏まえまして、網かけをした部分であります。基本施策6「女性への支援の強化」を新たに追加しております。また、重点施策1「高齢者に対する取組」につきまして、地域の集いの場等を活用

して出前講座を実施し、ゲートキーパーの知識を持った市民を各地域に段階的に広げていくということで拡充しております。

なお、詳細は、資料2の素案を後ほど御覧いただければと思います。

配付資料3のわたしの意見提案制度についてであります。先ほどの計画と同様、12月の公表を予定しているところであります。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)